

第十章  
满洲事变

## 第一節 滿洲緊迫、柳条溝事件へ

### 幣原外交と田中外交

一般に幣原外交は「対支不干涉」「国際協調」「經濟重視」等を柱とし、田中外交は「対支積極政策」「治安重視」「武斷主義」等の特徴とし、両者は水炭相容れざる性格のものであるかの如き印象を与へかねない。だが、幣原外交と云ひ、田中外交と云ふも、所詮目的とするところは変らず、その実現の手段と形態のみが異なるとする議論もある。例へば滿洲事変に於けるリットン報告書は次のように述べている。

「一九三一年九月の事件（滿洲事変）に至るまで一九〇五年以来日本の諸内閣は滿洲に於て同一の一般的目的を有したるものの如くなるも、その目的を成就するため最も適當なりとする方法に於て見解を異にし、また治安維持に対して日本の取るべき範圍につき、やや意見の相違ありたり。滿洲に於ける彼等の一般的目的は、日本の既存利益を維持發展し、日本の企業の拡張を助成し、かつ日本人の生命財産の充分なる保護を得るにありたり。以上の目的を実現するために採られたる諸政策の総てに共通する一つの主要なる特徴は滿洲及び東部内蒙古を支那の他の部分と明瞭に區別せんとする傾向にして、右は滿洲に於ける日本の「特殊地位」に関する日本人の觀念より生ずる自然の結果なり。右の諸内閣の主張したる各特別なる政策、例へば幣原男爵の所謂「友好政策」と故田中男爵の所謂「積極政策」との間にかなる相違ありたりとするも前記の特徴は常に共通のものなりき。「友好政策」は華府會議の頃より始まり一九二七年四月まで継続せられ、「積極政策」これに代り一九二九年七月に

至り更に「友好政策」に戻り、一九三一年九月まで外務省の正式の政策として継続せられたり。右兩政策の原動力たる精神には著しき相違あり。「友好政策」は幣原男爵の言を以てせば「好意と善隣の誼を基礎とし」「積極政策」は武力を基礎とするものなり。然れども滿洲に於て採るべき具体的方策に関する兩政策の相違は、大部分滿洲に於ける治安維持及び日本の利益保護のためなすべき行動の程度の如何にありたり。……田中政策はそれ以前の諸政策がその目的を滿洲に於ける日本の利益の擁護に限定せるに反し、滿洲に於ける治安維持の責を日本国がとるべき旨を明かにしたり」

即ち、在支・在滿權益の擁護といふ点では、幣原、田中兩外交とも同じであつたが、田中は、これらの權益を擁護するために、支那滿洲の治安維持にまで関心を有するに至つた点で、幣原の不干渉政策とは趣を異にしたのである。しかしそれも、幣原の善隣友好政策では支那の排日に有効に対処できず、日本の權益を充分に守り切れなかつたことを顧みれば、是非もない次第であつた。

幣原の不干渉政策も、田中の積極政策も、あるいは田中が張學良に対して示した宥和政策も、支那の排日政策と反日氣運を鎮めるに由なく、事態は有効な打開策なきまま、滿洲事変といふ破局に向つて進むより他なかつたのである。日支關係の悪化の原因は、ひとり幣原あるいは田中の政策に帰すべきものにはあらずして、支那と云ふ統制なき隣國をもつた日本の不運と云ふべきであらう。

### 「革命外交」の登場

易幟の後、赤化された国民党の勢力は公然と東三省に波及し、滿洲の排日は激成された。排日と赤化——これが滿洲事變の基底因と云つてよいが、それは国共合作以後、殊に北伐の過程に於て次第に醸成され来たつたものである。濟南事件の最中に、南京国民政府の外交部長（外相に當る）に就任した王正廷は民衆運動を利用して巧みに排

日政策を推進したが、中でも我国に衝撃を与へたのは、王が唱道した所謂「革命外交」である。

革命外交とは、中国側の一方的な通告で一切の不平等条約を廃棄せしめ得るとする甚だ勝手な外交政策のことである。北伐完成直後の昭和三年七月七日、国民政府は不平等条約の廃棄を宣言して革命外交に着手、我国に対しては明治二十九年締結の日清通商航海条約の無効を通告してきたのであった。右条約は十年目ごとに改正交渉ができることになってゐたが、中国側の主張は、改正交渉が行なはれた場合は、交渉が成立しなくとも現行条約は失効するといふもので、我国は、このやうな一方的な失効宣言は国際慣行及び国際信義を無視する暴挙であると真向から反論し、与野党こぞつて強硬に反対した。

#### 支那の関税自主権を承認

昭和四年（一九二九年）七月二日、民政党の浜口雄幸内閣が成立、幣原が再び外相に復活した（第二次幣原外交）。浜口内閣は組閣後間もなく十大政綱なる施政方針を発表したが、そのうち外交方針については「対支外交の刷新」が謳はれた。それは「日支の国交を刷新して善隣の誼を敦くするは刻下の一大急務に属す」として、

- ①日支双方とも自他の特殊な立場を理解して「同情的考量」を加へ、「中正公平なる調和点」を求むること。
- ②日本政府の求むるところは「共存共栄」である。
- ③日本は支那の何れの地方に於ても一切の「侵略政策を排斥」する。
- ④支那の国民的宿望の達成に友好的協力を与ふ。
- ⑤日本がその生存と繁栄にとつて正当かつ緊切な權益を保持するのは当然である。

第二次幣原外交を面目あらしめたのは日支関税協定の締結であらう。昭和五年五月六日正式調印された。日本は

これによつて支那の関税自主権を承認し、明治以来の対支不平等条約の一部改正を実現したわけであり、この新関税協定は、日華間の新関係成立として歓迎された。

#### 満洲赤化と排日暴動

しかしながら、幣原外交がそれなりの成功を収め、日支関係が好転したその時に於て、満洲の深部は赤化され、支那中央政府の支配の及ばぬ間島地方の排日暴動となつて重大化したのであった。

翌昭和三年七月、中共中央がモスクワで六全大会を開き、土地革命推進による労農大衆獲得の方針を確立してからは、満洲にも共産党細胞拡充工作が進み、同年十一月には中国共産党満洲委員会が発足し、南京と奉天当局の「売国外交」を非難し、満洲の民衆に排日を呼びかけ、鉄道路権抗争推進、土地讓渡反対、旅大（旅順、大連）回収、対日経済断交を高唱した。中でも不平等条約撤廃の方法として「直接行動」を主張し、漢口租界実力奪回の「光榮ある運動」の再現を強調した。

満洲の共産主義者達は朝鮮人の反日並びに共産主義諸団体とも提携して行つた。そして昭和五年一月頃、反日的朝鮮人団体は自ら解体して中共に合流することが決定され、四、五月に、朝鮮人団体の中心である朝鮮共産党満洲総局は解体して中共満洲委に加盟した（四月初めには、朝鮮共産党によつて、四千名以上の黨員から成る全滿暴動委員会が組織され、五・三〇事件記念日を目指して武装蜂起の計画が準備されてゐた）。五月三十日の間島暴動はこのやうな事情を背景に敢行されたのであつた。

暴動は三十日夜半から三十一日にかけて竜井村、頭道溝など間島各地で発生、発電所、通信・交通機関などを破壊、領事館、親日朝鮮人家屋が襲撃を受け、間島在住の日本人、朝鮮人に多大の恐怖をまきおこした。事件の後直ちに、現地日本人居留民は大会を開き、外務省と出先官憲の軟弱を非難し、警察力増強を要求する陳情書を首相・

外相・朝鮮総督・政党・新聞社などに送つたのであつた。

この後、十月六日には、朝鮮人が支那人から暴行を受けたことに発して、竜井村市内を巡察中の日本警官が支那軍隊から一斉射撃を受け、二名が即死し一名が重傷を負ふ事件が発生した。日本側は応援警官百三名の派遣を決定し、満鮮国境両側には、日支両軍守備隊が動員されて対立するに至つた。

その後、間島各地で親日朝鮮人や日本側諸機関に対する共産党のゲリラ攻撃が行なはれるに至つた（第二次間島暴動）。この頃には、現地朝鮮人より、外務省外交を非難し、日本の武力行使を要望する請願さへ出されるに至つたのである。

この間幣原は、日本警官増強は日支対立を深め、ひいては日本の対滿蒙權益を損ふことになるとの判断から、斉藤実・朝鮮総督の反対を押し切つて応援警官引揚げを決定した（十一月五日）が、この決定に、現地の間島在住日本人は、幣原に対する激しい反対の声をあげるに至つたのである。

（註）当時奉天総領事たりし林久治郎は、間島問題に対する幣原の認識の不足を、次の如く批判的に述懐してある（『満洲事変と奉天総領事』）。即ち、昭和五年七月、林は斉藤朝鮮総督に会見し「間島の現状は、支那側の執拗なる圧迫と、反日団の跳梁により、我国は將に岐路に立てるの感がある。現在のままにすれば同地方における我が勢力は日に月に退化するの他なく、現勢を維持するためにも、なほ相当の警察力を増加せざるを得ない。……左せんか、右せんか、我が政府をして方針を確定せしむるの急務なるを思ふ。……総督自ら意見を確定し、強く政府に進言せらるることを希望する」と述べたが、その後帰朝し、同月末日、やはり帰朝中の斉藤総督と急遽呼戻した岡田（兼一）間島総領事と共に幣原外相を往訪して間島問題を商議した。その席では「岡田総領事より事情を述べ、予これを補説し、斉藤総督より外相に対し、政府の間島に対する根本方針を問ふ。その際外相は顧みて他を云ふかの如く、細事を論じて事の真底に触れず、老総督が再度政府の所信を問ふに至つても明言せず、余事を談ずるため……」と云ふ状況であつた。これは、ひとり間島問題のみならず満洲問題全般に対する幣原の冷淡な姿勢の一端をはしくも示したものと云へるだらう。

ともかくこのやうにして満洲の反日事件は暗殺、襲撃といった形で続発しはじめた上、公然と直接行動・非合法活動をも唱導するに至つたが、東三省当局はこのやうな暴動を有効に取締まることは出来なかつたのである。

間島地方の共産主義者によるテロ事件、所謂「共匪事件」は、昭和五年後半に八十一件、死者四四、負傷者、焼失家屋無数と云はれた。そしてこれら共匪事件に使はれた武器・弾薬がソ連から搬入されてゐたことも、支那当局による共産党員の逮捕によつて判明したのであつた（外務省「主要文書」下）。十年以上も前、我国は極東露領の赤化が必ず接壤地方の満鮮に波及浸透することを憂慮してシベリア出兵したのであつたが、その憂慮がまさしく現実となつたのであり、日本の先見の明が立証されたわけである。

#### 革命外交で排日激成

北伐完成による南北統一の後も、支那本土には内紛が絶えず、蒋介石の中央集権を喜ばぬ軍閥達は相次いで反蔣の火の手を上げたため、昭和四年（一九二九年）から五年にかけて支那は再び内戦状態に陥つた。

このやうな内戦期間でも、王正廷・外交部長による不平等条約撤廃交渉は中断されることなく続けられた。王は昭和四年九月いはいゆる「予定外交」を強調し、「順序を予定するといふことは、成功のため最も経済的な方法であり能率増進法の一つである。今年は通商条約を改訂し、関税自主を実行し領事裁判権撤廃を進める工作の時期とし、明年は租界や内河航行権を回収する時期とさめてきた」と演説した。外交には相手のあることを忘れた驚くべき粗雑な観念論である。その自己中心的たる点、中華思想から一步も脱け出てゐないと云へるだらう。

翌昭和五年末、蒋介石による一時的統一がなるや、国民政府の外交は強硬路線を強め、日本に対して漢口租界の即時返還を迫り、王正廷の所謂「革命外交」が喧伝されるに至つた。十二月二十二日には王は「法権の撤廃については国民政府は、これ以上の忍耐はできない。必ず適當の処置を講ずる決心である」と語り、日本を含む列強を刺

載した。

翌昭和六年になると「革命外交」路線は一層強められた。一月に国民政府は当年度の外交目標を①外国駐屯軍の完全撤廃、②治外法権撤廃、③天津・漢口の未回収国の租界回収、の三項とし、治外法権撤廃後の臨時弁法として五大都市に於ける特別法院設置法も成立せしめた。二月、国民党は外交部に対して直ちに法権交渉再開を指示すると共に妥協的外交の放棄を厳命した。

斯くして一九三一年はじめの支那では、北伐完成後の特殊事情から民族意識は極めて強烈であり、世論は「主権回復」を要求して沸き返つてゐた。外交責任者を除いては、すべてが強硬な革命外交を論じて当局の軟弱を非難し、外交担当者もまた様々な思惑からとにかく妥協の道は残しながらも、なほ空虚な強硬宣言を繰返すと云つた有様であつた。かくして昭和六年、特に満洲の排日は中央政府の統制が全く不可能なまでに激化して行つた。

三月中旬以降、国民党下部組織による排日宣伝は極端に強化された。三月二十六日、東北国民党党部成立大会が奉天で開かれ、学良の統制がたいほどの激しい排日要求が押出された。更に四月には奉天で遼寧国民党外交協会主催の排日会議が開かれ、満洲各地の代表者三百余名が集り、満鉄回収を含む日本の在満権益一掃の問題が討議された。かくして排日運動は国民党による組織的指導を得て、いよいよ激しく満洲各界、満洲全土に広がつて行つたのである。

### 「打倒日本」を怒号する支那

四月十四日（昭和六年）第二次若槻内閣が成立したが、その成立祝賀会では全満居留民の代表が法権撤廃に断乎反対を強調し、また日本商工会議所も、全滿と支那各地の商工会議所から集つた法権撤廃反対の要望書を総括し、幣原外相と桜内・新商工大臣宛に「断乎として実力阻止の方法を講ぜられんことを要望」したのであつた（日本国

際政治学会「太平洋戦争への道」第一巻）。

しかしながら、日本側で法権撤廃反対の世論が激化してきたこの頃、王正廷外交部長の革命外交の実行方策が新たに発表された。その内容は革命外交実現の期間を五期に分けて、第一期に関税自主権の回復、第二期には治外法権の撤廃、第三期には租界の回収、第四期には租借地の回収、第五期には鉄道利権、内河航行権、沿岸貿易権の回収といふプログラムであつた。

重光・上海総領事は王外交部長と会見し（四月十四日）、この革命外交のプログラムは王の真意であるかと確かめたところ、「正にその通りである」との返事であつた。そして「租借地の回収」には旅順・大連などの関東州を、「鉄道利権」には満鉄をも含むことは「勿論」のことであると述べたのである（重光「外交回想録」）。

日支間の交渉には佐分利公使時代（昭和四年十一月）から、機微な満洲問題には手をふれないといふ暗黙の了解があり、まづ支那本土に対して不平等条約を改訂し、その結果日支間に良好な空気を作つた上で満洲問題解決を試みることにしようといふ順序で進んできた。王の革命外交プログラムは、このやうな暗黙の了解を無視し、在満日本権益をも一律しかも短期間に回収せんするものであつた。そして張学良も又、中央のこの方針を満洲で着々実行しつつあると見られたのであつた。王の革命外交プログラムには重光総領事も大きな衝撃を受け、「今日までの苦心も水泡に帰するかも知れぬ」と憂慮したのであつた（重光前掲書）。

四月下旬、我が外務省は帰国した重光を中心に治外法権交渉の方針を検討し、法権撤廃の原則をきめた大綱案も作成されてゐた。大綱は、撤廃に関する保障、支那内地開放（日本人の居住・旅行の自由）、最恵国待遇の条件の下で居留地、鉄道附属地以外で法権撤廃に同意する原則をきめるものだつた。

五月初旬には重光と王が会見し、論点もしぼられ、交渉は軌道に乗りはじめたかの如くであつたが、丁度この頃、国民党系の世論は一方的な法権回収を要求して、極めて強い排日的色彩を帯びるに至つた。五月五日から十七日まで南京で開催された国民会議では、専ら日本が非難の対象とされ、「打倒日本帝国主义」が叫ばれ、旅大回

収、満鉄回収、鉄道守備兵撤退が怒号された。かくして五月中旬から六月にかけて、満洲を中心とする民衆の排日運動は急激に高揚し、東三省当局の統制は下部になる程、困難な状態になつて行つた（前掲「太平洋戦争への道」）。

理想主義的な外交原則を引提げて再び登場した幣原外交ではあつたが、支那は決して幣原の「善意」に応へようとはしなかつたのであり、むしろ「幣原外交の時代となり、支那側は内心安堵し、更に進んで着々革命外交の実施を期待するに至つた」（林久治郎前掲書）始末であつた。日支関係悪化や満洲事変勃発の責任をひとり幣原に負はせることは不公平である。だが、幣原の伝記執筆者が述懐するやうに、彼は理想主義的な対支外交で一度失敗したのであるから、二度目には「謙虚な気持で相当考慮反省を加ふべき」であつたが、「強情といふか自負心がありすぎるといふか、一向考慮反省する風がなかつた」（宇治田前掲書）のであるとすれば、所謂「幣原外交」の功罪についていま一度冷静な歴史的評価が必要とされるのではあるまいか。

### 事件の勃発

満洲事変の発端は柳条溝事件である。即ち、昭和六年（一九三一年）九月十八日午後十時半頃、奉天北方約八キロの柳条溝に於て、我が満鉄の線路が爆破された。関東軍はこれを張学良軍隊の仕業として、直ちにその本拠たる北大営を攻撃、翌十九日早朝までに北大営の支那軍を敗走せしめ、これを占領したのである。

しかしながら、柳条溝事件の真相は、戦後すべてが白日の下に曝される所となつた。当時、関東軍参謀であり、事件と深い関わりのある花谷正（当時少佐）の手記「満洲事変はこうして計画された」（昭和三十一年十二月「別冊知性」秘められた昭和史）によれば、満洲事変は関東軍作戦主任参謀・石原莞爾中佐の綿密な計画力と同高級参謀・板垣征四郎大佐の実力が結合して推進されたものと云つてよい。事件当時、奉天に駐屯してゐた関東軍部隊は独立守備歩兵第二大隊と駐劄第二師団の歩兵二十九連隊で、独立守備歩兵第一大隊は第一、四中隊を奉天に、第二中隊を撫

順に、第三中隊を虎石台に配置してゐた。虎石台の第三中隊は九月十八日午後七時から奉天北方約十一キロの文官屯南側地区で夜間演習を実施した。川島正第三中隊長は河本末守中尉に北大営西方の鉄道路線巡察の任務で部下数名を連れて柳条溝へ向はせた。北大営の兵営を横に見ながら、約八百メートル南下した地点を選んで河本は自らレールに騎兵用の小型爆薬を装置して点火した。時刻は十時過ぎ、轟然たる爆発音と共に、切断されたレールと枕木が飛散した。だが満鉄線を走る列車に被害を与へぬやうにするため、通過列車の安全を考へて使用爆薬量を定めたといふ。それ故爆破の規模は、爆破直後、奉天行列車が通過できたほど小さなものであつた。枕木の破損も二本にとどまり、破損箇所は上下線合せて一メートルにも達しなかつたと云はれる。

爆破と同時に携帯電話機で大隊本部と特務機関に報告がなされた。地点より四キロ北方の文官屯にあつた川島中隊長は直ちに兵を率ゐて南下、北大営に突撃を開始した。以後、川島中隊の他に大隊主力が投入され、午前六時三十分北大営を完全に占領した。北大営の支那軍は王以哲指揮の独立第七旅六千八百名、これを攻撃した島本大隊は兵力五百。この戦闘で日本側死者一名、負傷者二十二名。支那側死者は三百二十名、負傷者は二十名と云はれてゐる。また第二十九連隊も何なく奉天城内の支那軍を駆逐、十九日早朝までに奉天全市は我が手に帰した。満洲事変の火蓋はかくして切られたのである。

### 満洲事変は結果である

危険なガスの充満する満洲で、現実に柳条溝の満鉄爆破事件といふマッチを擦つたのが日本側であつたことは、今日知らぬ者としてない。東京裁判以来、満洲事変は我国の中国侵略の第一段階とするのが定説の如くだ。だが、日本側が点火しなければ、必ず中国側によつて点火されたに違ひない。それ程、満洲の緊迫状況は持ちこたへ得る限界に近づいてゐた。柳条溝事件は無数の原因の累積の上に加へられた最後の小原因——英語で *the last straw*

(最後に置かれた一本のワラ)——の如きものだった。それ故、満洲事変は原因ではない。原因であるよりも多く結果である。云ひ換へれば、満洲事変は日本の中国侵略の出発点ではなく、四半世紀に亙る中国の排日毎日政策の必然の結果であつた、と筆者は結論する。

## 第二節 四半世紀の累積因

### 満鉄包囲鉄道の完成

では、満洲事変を生んだ四半世紀の累積因とはいかなるものであつたのか。「四分の一世紀間、満洲に於ける国際政戦は主として鉄道政戦なりき」とリットン報告書も述べてゐる通り、鉄道問題は満洲に於ける日支間の最大争点であつた。それは既に述べた如く、実に日露戦争直後に発生し、幾多の紛争を生起せしめ、しかもそれらが殆ど未解決の儘、満洲事変勃発に至つたのである。

我国は日露戦争で満洲を露国の手中から救ひ出し、この荒蕪の地に鉄道を敷き、産業を興して繁栄の基を築き、かつ関東軍によつて治安を確保したため、満洲には中国内乱の惨禍及ばず、平和な別天地として発展した。中国の戦乱を逃れんとする多くの漢民族が満洲に流入し、その数は毎年百万と云はれた。斯くして辛亥革命当時千八百万だつた満洲の人口は、満洲事変の頃には三千万に達したのである。

また我国が経済開発に努めた結果、満洲の貿易は増加し、大連海関が開かれた一九〇七年の貿易額を一〇〇とすれば、二十年後の一九二七年には、中国本部二六四に対して満洲六五五といふ著しい発展を示した。満洲の発展が

日本の活動によることはリットン報告書も認めるほかなかつた。

満洲の支配者張作霖は、鉄道の重要性と利益の大なることを知るにつれ、自己の手で鉄道を建設し、全満洲の経済的利益を収奪せんと企図するに至つた。

併しながら、我国の資本と技術による鉄道建設をめぐり、工事代金踏倒し、借款不払ひ等、契約違反や背信行為が絶えなかつた。遂に張作霖は東三省交通委員会(昭和三年九月、張学良は東北交通委員会と改称)を設けて満鉄包囲鉄道の建設を計画する迄になり、張作霖・張学良の父子二代に互つて、条約違反の二大併行線を満鉄の東西に着々と敷設、この満鉄包囲鉄道は昭和四年に至つて完成した。斯くして満鉄は次第に衰微自滅へと迫込まれて行つたのである。

されば日本側がこの包囲政策を拱手傍観し得なかつたのは当然であつた。

(註)抑も併行線問題は遠く日露戦争以前、ロシアが旅順・大連を租借して東支鉄道の南支線を建設した時に遡る。即ち露支旅大租借条約追加協定第三条(明治三十一年五月)に於て、東支線擁護のため同支線の競争線建設の禁止を支那に約定せしめたのである。日露戦争の結果、我国はこの特権を継承し、更にこれを明確有効にすべく、「日清満洲に関する条約附属取極」(明治三十八年十二月)第三条にて「清国政府は南滿洲鉄道の利益を保護するの目的を以て該鉄道を未だ回収せざる以前に於ては該鉄道附近にこれと併行する幹線または該鉄道の利益を害すべき枝線を敷設せざることを承認す」と約定した(第四章第一節)。これ以後久しきわたつて併行線問題が日支間に頻発することになつた。最初の併行線問題は、一九〇七年支那が英国ボーリング商会の資本を導入して新民屯・法庫門鉄道の建設を計画し、日本がこれを併行線禁止協定違反として強い抗議を提出した時に発生した(第四章第一節)。この争ひは結局一九〇九年(明治四十二年)九月四日、日清間に「清国政府は新民屯法庫門間の鉄道を敷設せんとする場合には予め日本国政府と商議することに同意す」と約定せられ、落着いたのであつた。